

## 荒天時の対応に関する規定

7時、9時、11時の時点で、下記の（1）、（2）のいずれかに該当する場合、表のように授業を行う。

（1）東京23区全域に、次の警報または特別警報のいずれかが発令されている。（暴風・大雨・暴風雪・大雪・洪水）

（2）JR埼京線・地下鉄有楽町線・地下鉄副都心線・西武池袋線のいずれかが運休している。

|      | 第一段階<br>午前7時 | 第二段階<br>午前9時 | 第三段階<br>午前11時 |
|------|--------------|--------------|---------------|
| 1時間目 | 自宅学習         | 自宅学習         | 自宅学習          |
| 2時間目 |              |              |               |
| 3時間目 | 授業           | 授業           |               |
| 4時間目 |              |              |               |
| 5時間目 |              |              |               |
| 6時間目 |              |              |               |
| 7時間目 |              |              |               |

注意）気象警報は気象庁の発表をホームページ等で確認すること。  
交通情報は、テレビ、ラジオ、鉄道会社インターネットで確認すること。

行事期間や急速な天候の回復が見込めるなど、状況によりこの規定を適用しない場合は、事前にHR等で連絡する。

上記に関わらず、危険のある場合には学校に連絡・自宅待機すること。その場合の出欠については配慮する。